



下限割れ運賃 不当判決！

昨年11月から実施された東京特別区・武三地区の運賃改定をめぐる裁判で、東京地裁による不当判決が言い渡された。

この裁判は運賃改定の後も下限割れ運賃での営業を続ける都内の2社が、国による運賃の変更命令や事業の停止及び許可の取り消し等の処分を暫定的に差し止めるよう求めていたものである。判決において東京地裁は「経営状況に関係なく一律に値上げを余儀なくする国の判断は合理性に欠ける。」として「国の裁量権の逸脱や乱用も認められる。」とまで言及している。

この東京地裁の判決は、タクシー労働者の労働環境を改善し、要員不足の解消に繋げることで良質な輸送サービスを地域住民に安定的に供給するという運賃改定の趣旨が全く理解されていないものであり、不当判決そのものだ。

さらには、公定幅運賃制度が過当競争を防ぎ運転者の労働環境の悪化を防ぐためのものだという改正タクシー特措法の目的をもないがしろにしている。

訴えた2社は、コロナ発生当初に乗務員を一斉解雇し、雇用よりも会社の存続を優先させた事業者だ。今回の提訴もあたかも利用者の為だとうそぶくが、そもそも今回の運賃改定は消費者庁が関わった物価問題に関する関係閣僚会議で確認がなされたものである。

この不当判決により、現在運賃改定の申請・判定中の地域に対する悪影響が懸念される。関東運輸局は、即刻、今回の判決を不服として上訴すべきであり、裁判所は略奪的運賃で自社の利益のみを追及し、地域公共交通の責任を果たそうとしない事業者に対し適切な判断をすべきだ。

全自交はこれからも全ての運賃ブロックでの運賃改定実現を目指し、ハイタク乗務員の賃金・労働条件の改善に確実につなげる為にも、下限割れ運賃での営業を続ける事業者への適切な対応を強く国に求めていく。